○内閣府告示第八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡阿智村

二　地域再生計画の名称　人と自然が輝く協働の村

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡阿智村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（三の六）

○内閣府告示第八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び岐阜県不破郡関ヶ原町

二　地域再生計画の名称　歴史・自然・人とのふれあいのまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県不破郡関ヶ原町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　郡上市

二　地域再生計画の名称　「人と自然が調和した交流文化の郷　郡上」づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　郡上市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県揖斐郡揖斐川町

二　地域再生計画の名称　母なる清流　揖斐川ルネッサンス計画　Ⅱ

三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県揖斐郡揖斐川町

二　地域再生計画の名称　揖斐川町公営住宅有効活用計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）

○内閣府告示第九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　磐田市

二　地域再生計画の名称　魅力産業創造都市いわた　輸送用機器産業・農業分野などでの地域経済活性化による雇用創出

三　地域再生計画の区域の範囲　磐田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　新城市

二　地域再生計画の名称　山、川ふるさと水の再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新城市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　弥富市

二　地域再生計画の名称　水郷景観保全計画

三　地域再生計画の区域の範囲　弥富市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鈴鹿市

二　地域再生計画の名称　川と海にやさしい水環境づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　鈴鹿市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊賀市

二　地域再生計画の名称　〝ひとが輝く地域が輝く〟伊賀市の水環境づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊賀市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）